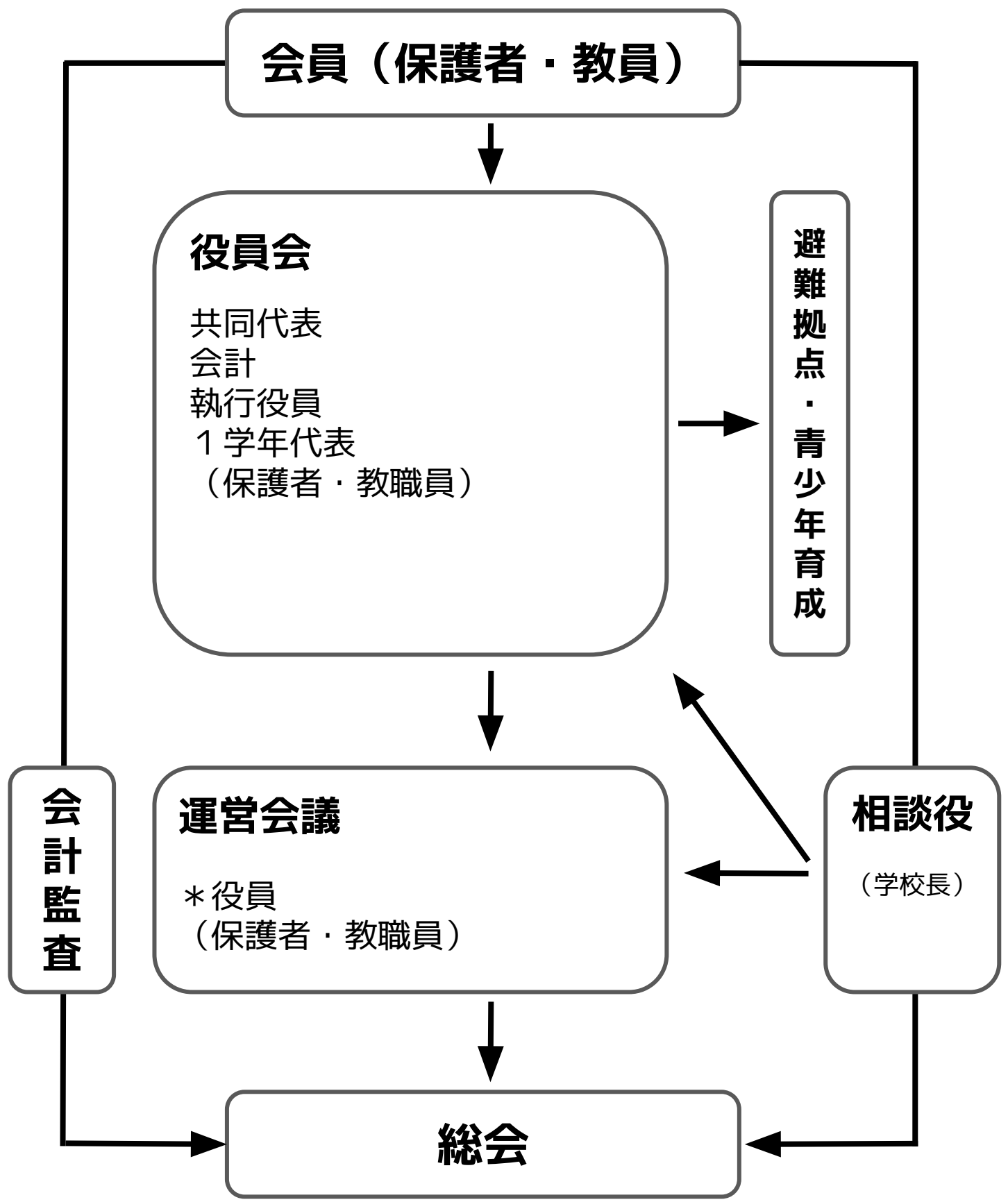


石神井西中学校PTA

PTA活動のご案内



石神井西中学校PTA組織図



『石神井西中学校PTA』って？

中学校生活は3年間と短い期間ですが、子どもたちの成長は著しく、心身ともに子供から大人へ移り変わる大切な時期です。勉強面においても生活面においても難しい時期を迎えた子どもたちの、健全な成長を支え、見守っていくことが必要です。私たちは、家庭、学校、地域と協力して、そのためのより良い環境を作るPTAでありたいと思っています。

子どもたちのためにいろいろな機会にぜひ、学校へ足を運んでください。

<<PTAの流れ>>



◆役員の成立

次年度役員選出

次年度役員選出のため、役員の募集をします。

年度末総会

本年度の活動報告、次年度会費額の承認。
新年度の役員、会計監査担当の候補者を総会出席者の過半数の承認をもって決定します。

役員会・運営会議

1年の活動計画を立て、PTA活動の要となるものを提案します。また、地域から委託を受けパイプ役も担います。

通常総会

1年間の活動計画、前年度決算報告と新年度の予算を、総会参加者の過半数の承認をもって決定します。

前
年
度

新
年
度

役員の役割

1年間の活動計画を立て、PTA活動の中心となるものを提案しています。
また、地域とのパイプ役として、外部団体に委員として所属しています。

各役員の主な活動内容

共同代表	・学校や地域との仲介役 ・総会、運営会議を開く ・青少年育成所属(地域参加) ・立野町夏祭り 窓口 など ・次年度役員選出 ・リサイクル、給食試食会、懇談会の窓口 ・LINE公式アカウント管理(サポーター窓口)
会計	・会計業務、会費徴収
執行役員	・会議録やPTA便りなどの作成発行 ・Web総会(GoogleForm)の管理 など ・写真撮影、広報誌作成 ・共同代表業務のサポート
1学年代表	・修学旅行選定会出席 など

サポーターについて

PTA会員の皆様にサポーターとしてご協力をお願いしております。
サポーターの募集は各イベントの1ヶ月前を目処にご連絡させていただきます。

<サポーター募集する主なPTAイベント>

- ・広報誌作成+写真撮影(5月運動会)
- ・立野町夏祭り(7月)
- ・お祭りのパトロール(ボロ市・天祖神社)

※上記のPTAイベントに限らず、会員の皆様のご協力が必要なイベントがありましたら都度募集させていただきます。

石神井西中学校PTA規約

第1章 名称と事務所

第1条 この会は練馬区立石神井西中学校PTAと称し、事務所を同校（東京都練馬区関町南3-10-3）におく。

第2章 目的

第2条 この会は次の目的をめざし保護者と教職員が協力して活動する。

1. 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
2. 保護者、教職員の成人教育のための機会を提供する。
3. 民主教育に対する理解を深め、これの実践を推進する。
4. 学校の教育環境を改善する。
5. 教育財政の確立のために、保護者、教職員の声を国及び自治体に反映させる。

第3章 方針

第3条 この会は、教育を目的とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. この会は、特定の政党、宗派にかたよることなく、営利的行為は一切行わない。
2. この会は、本会役員の名で、どんな営利的企業も支持しないし、また他のどんな職務の候補者も支持しない。
3. この会は、自主・独立の団体であり、他のいかなる機関からも支配・干渉を受けない。
4. この会は、児童・生徒、青少年の教育や福祉増進のために活動する他の諸団体・諸機関と協力する。
5. この会は、学校教育について話しあい意見を出す、直接に学校の人事や管理に干渉するものではない。

第4章 会員

第4条 この会の会員は、次の通りである。

1. 石神井西中に在籍する生徒の保護者、および石神井西中学校に勤務する教職員。
2. この会へは任意で入会とし、退会もできる。

第5章 会計

第5条 この会の活動に必要な経費は、会費によりまかなう。

第6条 この会の会費は、毎年年度末総会において次年度の分を決める。なお会費納入に関しては、細則第2条および第3条で定める。

第7条 この会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第8条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、決算報告は翌年度の通常総会において行なうものとする。

第6章 会計監査

第9条

1. 会計監査担当は、役員会が選出し、年度末総会にて承認、決定される。
2. この会の会計をするため会計監査担当を最低1名おく。この会の会計は会計監査の監査を経て、総会に報告されなければならない。
会計監査担当の任期は1年(4月1日付就任)とする。ただし1年間は重任してもさしつかえない。
3. 会計監査担当は、他の役員を兼務することはできない。
4. 公募による選出が困難な場合は必要に応じサポーターを募集し対応することが出来る。

第7章 役員

第10条 1. この会の役員は、次の通りである。

- | | | |
|-----------|------|--------------|
| (イ) 共同代表 | 2名以上 | 保護者
及び副校長 |
| (ロ) 会計 | 1名以上 | 保護者 |
| | 1名 | 教職員 |
| (ハ) 執行役員 | 2名以上 | 保護者 |
| | 1名 | 教職員 |
| (ニ) 1学年代表 | 1名以上 | 保護者 |
| | 1名 | 教職員 |

2. 役員は役員会を構成し、必要な仕事を行う。

3. 役員の数人は諸事情に応じて増減することができる。

第11条 各役員の任期は1年(4月1日付就任)とする。ただし1年間だけは重任してもさしつかえない。なお1回限り引き続いて他の役員に選ばれることができる。

第12条 役員を選出は次の通り行われる。

1. 役員は会員からの立候補および推薦等により、役員会が翌年度の候補者を選考し、年度末総会にて承認、決定される。

第8章 相談役

第13条

1. この会は相談役を1名おく。相談役は学校長とする。

2. 相談役は必要に応じてこの会におけるすべての会合に出席して意見を述べるができる。

第9章 役員の任務

第14条 共同代表の任務は次の通りである。

1. 本会を共同で代表し会務を統括するとともに、総会、運営会議を召集する。
2. 必要に応じて、すべての会合に出席して意見を述べるができる。
3. 役員の人数など状況に応じ共同代表、執行役員の業務分担を調整することができる。
4. 必要に応じ学校との窓口になり会員、役員の支援を行う。

第15条 執行役員の任務は次の通りである。

1. 総会ならびに運営会議の議事、およびこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 諸種の記録、通信、その他の資料を作成保管する。
3. この会の通信ならびに庶務の処理を行う。
4. 役員の同意を得た上で、適正に役員の情報管理を保管し、必要に応じて情報を提供する。
5. P T A広報紙「けやきのそら」を発行して会員の意識・関心を高め、P T A活動の一層の発展をはかる。
6. 他のP T Aや関係諸団体との情報の交換につとめる。
7. 必要に応じてこの会におけるすべての会合に出席して意見を述べるができる。

第16条 会計の任務は次の通りである。

1. 予算編成の中心となり、総会に予算案を提案する。
2. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
3. 通常総会において、会計監査担当の監査を経た決算報告をする。
4. この会の財産を管理する。
5. 必要に応じてこの会におけるすべての会合に出席して意見を述べるができる。

第17条 1 学年代表の任務は次の通りである。

1. 学校が開催する修学旅行選定会に保護者代表として出席する。
2. 必要に応じてこの会におけるすべての会合に出席して意見を述べるができる。
3. 公募による選出が困難な場合はサポーターにて対応することができる。

第10章 総会

第18条 総会は、この会の最高議決機関であって、全

会員で構成される。

第19条 総会の定足数は、会員の5分の1とする。ただし、委任状をもって代行することができる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第20条 総会は、共同代表がこれを召集する。ただし、運営会議が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には、共同代表はこれを召集しなければならない。

第21条 毎年次の定期総会を開く。

1. 通常総会 会員の異動並びに新役員に関する報告、会計監査を経た前年度決算報告の承認、新年度の活動計画および予算の審議および承認。
2. 年度末総会 新年度の役員および会計監査担当の承認、年間活動報告の承認、次年度会費額の決定。

第22条 総会、運営会議、その他の会合は必要に応じて、臨時に開くことができる。

第11章 運営会議

第23条の1 運営会議は、役員、学校長および教職員によって構成される。

第23条の2 運営会議は次の任務をもつ。

1. この会の活動計画および予算を作る。
2. 総会に提出する議案を調整する。
3. 総会の議決に基づいて、この会の仕事を処理する。
4. 活動計画を審議し連絡調整をはかる。
5. 特別委員会の設置、解散を決める。
6. 細則または内規を制定、改廃する。
7. 役員に欠員が生じた場合、これを検討し必要に応じて補充する。

第24条 運営会議の定足数は、構成員の2分の1とする。

第25条 運営会議は定例会を開く。ただし共同代表が必要と認めた時ならびに役員の半数の要望があった時は臨時に開く。

第12章 特別委員会

第26条 臨時の必要に応じ、特別委員会を設けることができる。特別委員会は、その目的を果たすため、年度にまたがる時はそのまま存続する。

第13章 細則

第27条 この会の運営に必要な細則は、運営会議の議決によって定める。細則を制定、改廃した場合、それを次期総会に報告する。

第14章 個人情報取扱規程

第28条 PTAの運営に関わる個人情報取扱規程につい

ては、運営会議の議決によって定める。個人情報取扱規程を制定、改廃した場合、それを次期総会に報告する。

第15章 改正

第29条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。改正案は総会の一週間前に全会員に通知する。

付 則

改正年月日

昭和51年3月 日一部改正

昭和56年3月3日一部改正

昭和57年3月4日全面改正

昭和60年3月4日一部改正

昭和61年3月7日一部改正

昭和62年3月4日一部改正

平成7年5月25日一部改正

平成10年3月3日一部改正

平成11年3月11日一部改正

平成12年3月7日一部改正

平成12年5月17日一部改正

平成16年3月4日一部改正

平成19年3月9日一部改正

平成20年3月12日一部改正

平成21年3月2日一部改正

平成26年2月17日一部改正

平成27年3月11日一部改正

平成29年6月6日一部改正

令和元年5月11日一部改正

令和2年3月9日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年11月24日一部改正

令和5年7月1日一部改正

令和6年3月1日一部改正

石神井西中学校PTA細則

第1章 会 員

- 第1条 1. 会員は一家庭一会員とする。
2. この会の入会は、年度毎に行い、会費の入金をもって入会意思とする。
3. 退会する場合は、役員会に連絡することで退会ができる。

第2章 会 費

- 第2条 会費は一家庭あたり定められた金額を納入する。
第3条 会費は原則として年1回払いとする。会費の納入は、事情により免除することができる。一度納入した会費は、原則返金しない。

第3章 役 員

- 第4条 新役員は、選出後の運営会議において仮承認とする。

第4章 総 会

- 第5条 総会の議長は、中立な立場を保つため、票を持たない。
第6条 委任状は総会議決において、票数にならない。

第5章 サポーター

- 第7条 役員はPTA活動において、都度PTA会員からサポーターを募集をすることができる。PTA活動の募集に応募した会員をサポーターという。その主な活動は、次の通りである。また、以下に記載の活動以外にも必要に応じてサポーターを募集することができる

1. 運動会での広報誌「けやきのそら」掲載用写真の撮影
2. 広報誌「けやきのそら」編集
3. 立野小夏祭り
4. 天祖神社祭礼パトロール
5. ボロ市パトロール
6. 給食試食会

第6章 特別委員会

- 第8条 特別委員会の正・副委員長は、運営会議に参加する。

第7章 慶弔規定

西中PTA会員相互の慶弔を次の通り規定する。

1. 死亡 (1) 会員 10,000円
(2) 教職員の配偶者
ならびに一親等
5,000円
(3) 生徒 10,000円
2. 特別の場合は、その都度役員会で協議して決めることができる。ただし、運営会議に報告しなければならない。
3. 教職員の転退職については、記念品を贈り感謝の意を表す。
4. 返礼は受けない。
5. 規定の変更は、運営会議において協議決定をする。

練馬区立石神井西中学校PTA
個人情報取扱規定

第1条（目的）

この規程は、練馬区立石神井西中学校PTA（以下、「本会」という。）が個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

第3条（守秘義務）

本会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

第4条（規程の周知）

本会は、この規程を毎年運営会議で共有し、必要に応じていつでも会員に開示する。

第5条（個人情報の取得）

- 1 本会は、各活動に応じて個人情報を取得する。
- 2 本会が会員から取得する個人情報は、生徒および保護者の氏名、学年、クラスのほか、PTA活動に必要な事項とする。ただし、取得にあたっては利用目的を明らかにし、同意の上取得するものとする。
- 3 要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

第6条（同意の取消し）

- 1 会員は、本会に対して個人情報の取得に同意した場合であっても、その後に個別または全ての項目について同意を取消することができる。
- 2 前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。

第7条（個人情報の利用）

- 1 本会が保有する個人情報は、本会会則第2章の目的を達成するための活動を行うにあたり、つぎの項目に沿った利用を行う。
 - （1）会員名簿をはじめとする各種名簿の作成

- （2）会議および事業の開催
- （3）会費の集金および管理
- （4）各活動での募集したサポーターへの連絡
- （5）その他、総会または運営会議において

2 本会は、前項（5）により新たに認められた項目については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなければならない。また、その利用目的が継続する場合は、遅滞なく前項に定めることとする。

3 本会および会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第1項に定める項目の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

第8条（個人情報の提供等）

1 本会および会員は、つぎに掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために必要な場合
- （4）国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- （5）役員に関するもので、国、東京都、練馬区、PTA連合会またはこれらに準じる公共目的の団体または学校等が、PTAに関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- （6）本会の事業等を実施する委託事業者に提供する場合
- （7）その他、本会活動を行うために必要で、総会または運営会議で認めた場合

2 本会が個人情報を第三者に提供した場合は、つぎの項目について記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。

- （1）第三者の氏名、住所、電話番号等
- （2）提供した個人情報の項目および件数
- （3）提供した理由
- （4）提供することに対し対象者の同意を得ている旨
- （5）その他特に必要があると認めた項目

3 本会が個人情報を第三者から提供を受ける場合は、つぎの項目について確認を行わなければならない。

- （1）第三者の氏名、住所、電話番号等
- （2）提供をうける個人情報の項目および件数

- (3) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (4) 提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨
- (5) その他特に必要があると認めた項目

第9条（個人情報の管理）

- 1 本会が取得した個人情報は、役員が適正に管理する。
- 2 本会から配付を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

第10条（個人情報の安全管理措置等）

- 1 本会は、取扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- 2 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

第11条（その他）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

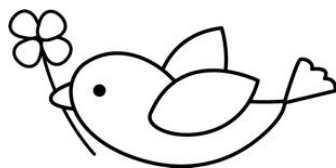
第12条（規程の改正）

この規程を改正するときは、運営会議において決定を行う。

付 則

令和5年7月1日策定

令和6年3月1日一部改訂



(令和6年3月改定版)